



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(11)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告..... 1

監査委員公告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、知事から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

滋賀県監査委員	清水	鉄次
〃	奥	博
〃	村尾	慎哉
〃	河瀬	隆雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 農政水産部における財務事務の執行について
- 2 監査実施期間 令和4年7月11日から令和5年3月14日まで
- 3 監査結果報告年月日 令和5年3月14日
- 4 監査の結果(令和5年3月14日滋賀県監査委員公告「包括外部監査の結果に関する報告の公表公告」の別冊「令和4年度滋賀県包括外部監査報告書(以下「報告書」という。)」第3の監査結果に指摘として記載しているもの。以下同じ。)および講じた措置の内容

(1) 普及指導に係る事業[普及指導係の指導内容](みらいの農業振興課)(報告書101頁)

ア 監査の結果

普及指導係の「農業所得の増大」に寄与する技術的指導と「農業所得の増大」との結びつきが不明確であった。

対象農家の所得状況を把握または推定し、経営状況に応じた導入技術の経営評価を行い、「農業所得の増大」との結びつきを明確にして技術的指導をされたい。

イ 講じた措置の内容

普及活動計画の作成方法を規定する「普及計画の樹立並びに普及活動の実施及び評価要領」を令和5年11月20日付けで改正し、普及活動のうち「農業所得の増大」に寄与する技術的指導については、計画様式の中に「導入技術の経営評価」を必ず記載することとした。

この経営評価にあたっては、「経営ハンドブック」等にある経営指標を基に対象農家の経営状況を推定し、評価を行うこととしている。

併せて、「普及活動計画作成に係る留意点のチェックリスト」を新たに作成し、その中に「導入技術の経営評価を行っているか(行ったか)」という項目を加え、農業農村振興事務所内で計画作成等の段階でチェックすることにより、導入技術と「農業所得の増大」との結びつきを明確にして指導していくこととした。

(2) 水産基盤整備事業[総費用総便益費における適切な効果の設定](水産課)(報告書130頁)

ア 監査の結果

B/C算定の際のBenefit部分の約8割以上は、漁業外産業への効果、自然環境保全・修復効果で占められてお

り、漁獲可能資源への維持・培養効果だけで見れば、B/Cは1を大きく下回る。

全体としてB/Cが1を超えることで国の承認を得て事業を行っており、当事業全体として効果が見込めることは理解できるが、B/C全体に占める「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指した進行管理をするともに、必要に応じて事業継続の可否を検討されたい。

イ 講じた措置の内容

これまでの造成により、シジミやホンモロコ等の水産資源が増加していることは確認できているものの、湖底環境の悪化や外来水生植物の侵入等により、十分に事業効果が発揮されていない面がある。

そのため、砂地の造成は一旦、中断することとし、湖底環境の悪化について、効果的な湖底耕耘による湖底環境維持のための耕耘の実施時期や頻度について検討している。

併せて、ヨシ帯の新規造成は行わない方針としており、外来水生植物の侵入について、駆除の実施や繁茂抑制技術などについて検討することにより、「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指した進行管理を進めている。

これらの取組状況を踏まえて、必要に応じて事業継続の可否を判断していく。

(3) 水産基盤整備事業〔砂地造成工事の効果〕(水産課)(報告書132頁)

ア 監査の結果

セタシジミ漁の再開を目的として平成19年度より累計して2,273,932千円の費用をかけて砂地造成工事を行っているが、シジミ漁は未だ再開できていない。

支出が本当に適切な内容であるか、目的を果たすことができる支出であるか再度計画を立てて検討し、もしその計画を達成できないのであれば、事業を中止してシジミ漁の再開が出来ない原因となっている水草を除去するなど、より効果が見込める別の施策に予算を配分し実行すべきである。

イ 講じた措置の内容

砂地造成区域におけるシジミの生息状況は、平成28年から令和元年には稚貝密度が周辺より5~10倍程度高く、一定の事業効果を認めている。

しかし、周辺水域で大量繁茂した水草が流入したことにより、湖底環境が悪化したことで、シジミの減少を招き、漁獲サイズのシジミが十分に増えていないことから、現状では造成区域の漁場利用の再開には至っていない。

そのため、水草の大量繁茂等による湖底環境の悪化に対応し、シジミ資源の維持・培養効果の更なる向上を目指す計画とするため、砂地の造成については一旦、中断し、改めて水草の繁茂状況や湖底環境の季節変化を調査するとともに、造成した湖底の環境をより良好に保つための耕耘の実施時期や頻度について再度、計画を検討している。

令和6年度においては、引き続き、新規造成を中断し、これまでの調査結果の分析を踏まえた維持管理を実施しており、予算配分の見直しを行っている。

令和7年度以降においても、取組状況を踏まえた事業内容と、予算配分について検討していく。

(4) 水産基盤整備事業(ヨシ帯造成工事)〔効果測定の実施時期〕(水産課)(報告書137頁)

ア 監査の結果

効果測定としてフナやモロコの産卵具合を定期的・計画的に調査されていない。

毎期の計画的なローテーションを組むなどして効果測定されたい。

イ 講じた措置の内容

ヨシ帯の効果調査は、コイ科魚類の産卵期である早春から初夏にかけて、週1回の頻度で産卵状況を調査するものである。

12地区の対象箇所について、これまで経年変化を把握するために毎年継続して調査してきた1箇所については、引き続き定点調査を行うこととし、その他の11箇所については、特定の地区に偏らないよう計画的に5年に1回のローテーションを組んで効果測定を行うこととした。

(5) 重要魚苗放流事業費補助金〔結果報告の検証〕(水産課)(報告書140頁)

ア 監査の結果

実績報告の実績数値に関して、資料間の数字の整合性などは確認しているものの、根拠資料との突合を行っていないかった。最低限、金額の大きな実績に関しては根拠資料との突合による確認作業を行うことが必要。

併せて、事業計画と実績報告が乖離している理由についても、実績報告が提出された時点で分析することを検討されたい。

イ 講じた措置の内容

令和4年度の実績報告書について、ウナギ種苗費やビワマス卵費等の主要な経費を中心に領収書と根拠資料による突合を行った。

また、事業計画と実績報告の乖離については、これまでから適宜、必要性を確認しながら事業を実施しているが、令和4年度の実績報告書の提出時点においては、ビワマス種苗生産での餌料費や、ポンプ等電気代の増減等の乖離の発生した理由について分析し、妥当性を確認するとともに、令和5年度の事業計画策定に反映した。

(6) 契約事務〔建設コンサルタント業務の入札結果〕（耕地課、農村振興課）（報告書142頁）

ア 監査の結果

落札率が95%を超える実質的な1者入札案件が30件あったが、手続上問題ないとして、特段の分析や調査が行われていなかった。1者応札となった要因の分析を行い、改善方策について検討し、実質的に競争性が確保できるよう努められたい。

イ 講じた措置の内容

参考見積依頼をして積算した建設コンサルタント業務のうち、1者入札となった案件については、参考見積を提出いただきながら応札されなかった業者に対して、応札されなかった理由の調査を令和5年度から開始した。

今後、調査結果も踏まえ、より競争性が確保できるよう検討していく。

